

## 平成28年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書【概要版】

## 第1章 救急安心センター事業（#7119）等の普及

- 救急安心センター事業（#7119）の全国展開
  - ・#7119の全国展開のため、都道府県等への精力的な個別訪問と医療側の効果についての定量的な分析を行う。
  - ・実際の運営に携わっている者による、幅広いアドバイスができる体制の構築が必要である。
- 転院搬送ガイドラインの策定の促進
  - ・都道府県が一定の役割（基本方針の策定、地域の合意形成の支援など）を果たしていく必要がある。
  - ・継続的にフォローアップ調査を行い、都道府県における、転院搬送ガイドラインを参考としたルール作りを強く促す。

## 第2章 緊急度判定体系の普及

- 緊急度判定体系の概念の普及
  - ・消防本部等による対象者に応じたコンテンツ（園児向けの紙芝居、小学生向けの短編アニメーションなど）の積極的な活用が望まれる。
- 緊急度判定支援ツールの普及
  - ・全国救急受診アプリ「Q助」について、住民による積極的な活用が望まれる。
  - ・「高齢者向けの救急車利用リーフレット」と「救急情報シート」の積極的な活用が望まれる。
- 更なる普及に向けた取組
  - ・119番通報時や救急現場において、緊急度判定を実施していくことが望まれる。
  - ・実際に運用可能な緊急度判定ツールの開発、現場対応マニュアル（接遇、不搬送時のアフターケア、記録の残し方など）の策定、消防職員への教育等を検討していく必要がある。

## 第3章 消防と関係他機関（福祉、民間等）との連携

- 搬送困難事例（精神疾患関係）に対する効果的な取組
  - ・精神科や救急の医療関係者と消防関係者等のさらなる連携強化を図り、実効性のある精神科救急医療体制を確保していく。
  - ・救急搬送のルールを定める実施基準の策定についても、精神科の関係者等の参画を推進していく。
- 高齢者福祉施設等との連携
  - ・ケアマネージャーの受験資格要件に救急救命士を加えることが強く望まれる。
  - ・既往症やかかりつけ医療機関等を記載した情報収集シートなどの活用を促す。
  - ・先進的な取組を周知し、全国各地の具体的な取組を促す。
- 患者等搬送事業者との連携
  - ・イベントや病院移転等における活用など、有効な活用事例について周知し、活用を促す。
  - ・消防庁の調査において、患者等搬送事業者の搬送実績を段階的に把握していくことが望まれる。

## 第4章 一般負傷の予防等についての効果的な普及啓発

- ・消防本部において、高齢者・子どもを対象に、けが等のポイントをまとめたリーフレットを活用して、一般負傷の予防につなげることが望まれる。

## 第5章 救急業務に携わる職員等の教育

- 通信指令員に対する救急に係る教育の充実
  - ・「通信指令員の救急に係る教育テキスト」を改訂した。
- WEBコンテンツ（e-ラーニング）の改訂
  - ・「WEBコンテンツ（e-ラーニング）」を改訂し、消防庁サーバーで管理することとした。
- 救急活動プロトコルの改訂
  - ・地域MCにおいて、ガイドライン2015を踏まえた検討結果に基づき、各地域に合った救急活動プロトコルを検討し、改訂する必要がある。
- 平成27年度救急蘇生ワーキンググループ検討事項のフォローアップ
  - ・「救急入門コース（45分）」の実施状況について、引き続きフォローアップ調査を行う。
  - ・地域差を分析した上で、応急手当の普及啓発活動を推進する必要がある。
- 指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組
  - ・指導救命士の認定者数の増加に伴い、指導救命士の質を確保することもあわせて重要である。
  - ・全国の活用事例を情報収集し、周知することにより、指導救命士が活躍する場面を広げ、レベルの向上につなげる。

## 第6章 大規模災害時等における救急業務の推進

- 大規模災害時における救急業務のあり方
  - ・緊急消防援助隊(救急部隊)として出動する際には、受援側から指示体制等が指定されるまでは、特定行為に関する指示要請等を、派遣元のMC協議会の医師に行うことが現実的である。
  - ・通信途絶時に医師の具体的な指示を受けずにやむを得ず救急救命処置を行う際には、詳細に記録を残し、メディカルコントロール体制の中で事後検証を受けることが不可欠である。
  - ・情報共有のあり方として、「緊急消防援助隊支援情報共有ツール」と「広域災害・救急医療情報システム」の活用が望まれる。
- 多数傷病者発生事象への対応
  - ・消防本部は、NBC対策やDMAT創設などの環境の変化を踏まえて、救急業務計画を策定し、更新することが望ましい。
  - ・消防庁は、計画に盛り込むべき項目や計画に基づく訓練の実施などを定めた指針を示す必要がある。
- ドクターヘリとの効果的な連携
  - ・通信指令員が速やかにドクターヘリや消防防災ヘリを要請しやすいよう、地域の実情に応じて、要請基準の見直しなどを行うことが望ましい。

## 第7章 「救急・救助の現況」の見直し

- ・救急搬送の必要性が低い件数の集計方法や、不搬送理由の定義については、引き続き検討する必要がある。

## 第8章 その他

- 救急隊の編成をより柔軟に行うための消防法施行令の改正
  - ・過疎地域や離島においては、平成29年4月1日から、2人以上の救急隊員と1人以上の准救急隊員をもって救急隊を編成することを可能とする消防法施行令の改正を行った。
- 救急業務に関するフォローアップ
  - ・消防庁において、救急業務にかかる毎年度の重点課題を設定した上で、都道府県の担当部局とともに、全国の消防本部に個別訪問して全国的なレベルアップを図ることが必要である。

# 本年度の主な検討事項と各主体に対する期待

## 住民に期待すること

### 救急車の適正利用(自助)

○#7119の利用

○緊急度判定アプリの利用

○緊急度判定概念普及コンテンツ(紙芝居、短編アニメーション等)による意識の醸成

○リーフレット(子ども、高齢者)の活用による救急事故の防止

### 応急手当の推進(共助)

○eラーニング教材、応急手当講習などを活用し応急手当の実施

## 消防機関等に期待すること(公助)

○#7119の拡大、住民への広報

○情報収集シートなどの活用を通じた高齢者施設からの円滑な搬送の実施

○通信指令員の救急に係る教育テキストの活用による適切な口頭指導の実施

○ガイドライン2015を踏まえた、よりの確な救急活動の実施

○指導救命士による救急隊員の知識・技術の向上

○救急業務計画の見直し等による多数傷病者事案への適切な対応